

平成25年第4回教育委員会臨時会会議録

- 1 日 時 平成25年4月1日（月）16：00～
- 2 会 場 市役所3号館（教育委員会） 二階会議室
- 3 出席者 武本委員長・田口委員長職務代行・山本委員・
橋本委員・教育長・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・学校教育課長・生涯学習課長・体育振興課長・
人権教育推進室長

委員長：新年度のスタートです。気分一新でスタートしたいと思います。
本日の議事録署名委員は、田口委員にお願いいたします。

田口委員：分かりました。

委員長：それでは、事務局の出席職員の報告をお願いします。

教育次長（管）：教育次長2名以下、各課長と書記として企画総務係長が出席でございます。以上でございます。

委員長：ありがとうございました。それでは、早速議事に入りたいと思います。報告事項「報告第5号 相生市教育委員会職員の人事について」をお願いします。

【非公開事件】

委員長：報告第5号については了承したということにいたします。次に「報告第6号 平成25年度1件500万円以上の工事計画について」をお願いします。

教育次長（管）：（提出議案に基づき説明）

委員長：ありがとうございます。「報告第6号 平成25年度1件500万円以上の工事計画について」何か質問等がございましたらどうぞ。

委員：温水プール空調設備改修工事ですが、去年か一昨年にしませんでしたか。

体育振興課長：今回が最終でございます。12基、実施計画に基づき改修をしております。チラー等の改修も計画上で行っています。

委員：分かりました。前にあったと思いましたが。順に行っているんですね。

体育振興課長：はい。

委員長：他、ございませんか。ないようですので、報告第6号もこれで了承したということよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それでは、了承いたします。次に議決事項に入らせていただきます。「議第8号 相生市教育委員会教育長職務代行者の指定について」をお願いします。

【非公開事件】

委員長：議第8号については、原案どおり議決させていただきます。次に「議第9号 相生市民グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をお願いします。

体育振興課長：(提出議案に基づき説明)

委員長：ありがとうございました。それでは、議第9号について質問等ございましたらどうぞ。

委員：3が加わった事によって、フレキシブルになりますが、今、伺った消防以外に何か、こういった事がありそうかなという想定されるものはありませんか。

体育振興課長：想定はしておりません。(1)市、教育委員会並びにの「市」のところに消防があったわけですが、消防が市から抜けましたので、該当しないということになりました。

委員：グラウンドを使う時、全面とか、半面とかでは金額が違いますか。

体育振興課長：スポーツセンターにつきましては、時間、面積によって規定金額が変わっております。全面の場合は例えば4,800円、半面であれば2,400円、時間についても2時間単位でございますので、それが、またげば、倍の金額になってきます。という具合に区切り区切りでさせていただいております。

委員：2時間全面で4,800円ということですか。

体育振興課長：今の額は例えばの金額です。

委員長：消防が使うとすれば、具体的にどういったケースですか。

体育振興課長：今までに、消防の方から出てきていたケースとしては、例えば操法の

練習、いわゆる操法大会がありますが、その練習をスポーツセンターで練習させてほしいとか、消防団のソフトボール大会、訓練と厚生面など、そういった時に使っていただいております。

委員長：過去、相生市の消防が使う場合は免除だったわけですか。

体育振興課長：市に該当しますので、免除でした。

委員長：広域になるから有料になるということですか。

委員：相当と認める額というのに、免除も含めるのでしょうか。言葉の意味として。ちょっと分かりにくかったです。

体育振興課：免除も含めます。

委員：免除も含めるという考え方ですね。

体育振興課：広域消防もこれから変わっていきますので、いつまでも免除というわけにはいきません。

教育次長（管）：今回の改正は、教育委員会だけの改正ではなくて、市の施設全体に及ぶものでございまして、本来、体育振興課長が言いましたように、市に属するものは大概免除でございました。この度、総務課が財政課と協議した結果、これから25、26、27年の3年間は免除という方向で行こうということではありますが、4年目以降につきましては、別の団体ということですので、免除だけでなく、例えば、場合によってはソフトボールをするとかいう場合については、半分にしようとか、そういったことを考えようということ、今のところは3年間は、今までと同じように市というような取り扱いで免除という事としております。そのため、教育委員会が相当と認める額ということで、まずは3年間は免除で、4年目以降につきましては、市全体で、広域消防は半額にすると決まりましたら、それに合わせて半額という形をお願いしようということ、対応できるように今回このように改正させていただくということが経緯でございまして。

委員長：他、ございませんか。特にないようですので、議第9号も原案どおり議決という事でよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長 : それでは、議決させていただきます。次に協議事項に入らせていただきます。「協議第6号 児童生徒が大会等に参加する経費の補助に関する要綱の制定について」をお願いします。

教育次長（指）：（提出議案に基づき説明）

委員長 : ありがとうございます。それでは、「児童生徒が大会等に参加する経費の補助に関する要綱の制定について」何か質問等がございましたらどうぞ。規程とか規則とか、要綱というのは、これはどういう位置づけになっていますか。

教育次長（管）：委員長が言われたように、条例、規則、訓令というものがございます。条例というものは、議会の議決が必要です。市民に対しまして、強制権なり、財産権を押さえると言う形になりますので、市議会の議決が必要となっております。規則と言いますのは、市長の方から市民へ対してのそこまでの規定はありませんが、条例に準ずるものでありますので、議会の議決は必要ありませんが、市長の権限で行えます。訓令というものは、市長が市民ではなくて、我々職員に対する職務や行動についての規範を示すものになります。ですから、これも議会の議決は必要なく、我々職員、他の事務部局でありましたら教育委員会などの権限により制定できます。今回提出のものは、議案の上部に、相教委訓令第 号と書いております。ということは訓令レベルということです。要するに教育委員会として、こういったやり方を職員に徹底するというレベルになります。ですから、本来こちらは議会の議決は必要ありませんが、教育委員会の権限としてこれを決めると言う事になります。その下に要領というものがあります。例えば、「引っ越しするのに車を使ってはだめですよ」といったような取り扱いになりましたら要領ということになります。それは、特に教育委員会に掛けずに、決裁、教育長の判断だけで決めれるレベルというもので、そういう形のさびわけをしております。ですから、今回、これは訓令レベルということでございますので、議決ではなくて、協議という事でここで認めていただけたら、これで公布し、我々職員に対する命令ということでございますので、協議という形で提出させていただこうという事でございます。

委員長 : 非常によくわかりました。それでは、他に質問等がございましたらどうぞ。

委員 : 第2条の2で、「又はその他これらを組織するもの」というのが、ピンとこないのですが。どういうことでしょうか。

教育次長（指）：吹奏楽連盟、中体連等の全体を示すのではなくて、例えば西播中体連が行う大会とか、そういったものを示します。全国レベルでなくて、県レベル或いは西播レベルの大会ということです。

橋本委員：これらというのは、体育協会とか体育連盟とか音楽連盟ということですか。

教育次長（指）：そうです。

委員長：今まで、経費の補助に対する要綱というものがなかったのですか。

教育次長（指）：今まで、内規と言いますか、要領という段階で済ませておりましたが、今回、顕彰制度をきちっと整備した事に伴いまして、要綱を定めておかないといけないということで、作成したものです。

委員長：こういった補助制度があるということを知らなくて、後から聞いて、そういった制度があったのか、というようなケースはあるのですか。

教育次長（指）：今までの例でいいますと、クラブ活動で出てきたものですので、そういう例は今までの中ではありませんでした。部活動での引率、或いは大会の補助金、運賃で請求されていたものですので、今までではそういったことはありません。

委員：あるかないかは分かりませんが、国際大会に出場し、引率する先生はどうなりますか。そういうケースはないですか。

教育次長（指）：それはないです。選手だけですから。

委員：引率する先生はどうなりますか。出張費で行くということですか。

教育次長（指）：ここにありますように、西播大会、県大会等については引率した職員の旅費等も入っております。

委員：全国大会に行くということは中学校の場合はないのですか。

教育次長（指）：全国はあります。

委員：中学で全国大会に行く場合とかの引率する先生の費用は、規程はありますか。ね。

教育次長（指）：それは、旅費になります。こちらは、補助金になります。

委員長：経費の補助ですね。

それでは、他にないようでしたら、協議第6号は原案どおりすすめていただくということでお願いします。それでは、「協議第7号 優秀選手激励制度要綱の一部を改正する訓令の制定について」をお願いします。

体育振興課長：（提出議案に基づき説明）

委員長：ありがとうございました。3条の（4）の保護者という文言が「親又はこれに代わる者」に変わったんですね。逆に分かりにくくないですか。

体育振興課長：これにつきましては、保護者は両親だけに限らないわけですが、苦慮したところは、「親又はこれに代わる者」という部分では、両親がお亡くなりになった方、おじいちゃん、おばあちゃんが保護者でも代わるわけですが、叔父、叔母が身元引受人という形で学業に対して補助していると言いますか、そういった方も含むという部分で分かりにくいという事ですが、親もこれに代わる者という言い方をさせていただいたものでございます。

委員長：これに代わる者というのは、範囲がやたらと広がりませんか。ですから、これに代わる保護者とか。今、想定している両親が亡くなって、それ以外の方がみている場合ももちろん含まれるということですが、あまり関係ない人がこれに代わる者に該当するということはないのではないですか。

体育振興課長：これについては、審査を行うわけで、申請、すなわち全て出しますよということではございませんので、そこのところは申請があった後、第6条の激励金の決定については、教育委員会において決定するという形であり、申請が100%通るということではありませんので、そういったところは精査してまいりたいと考えております。

委員：具体的な例で、相生学院のテニスで国際大会まで行くような子がいますが、このルールでいけば、該当になるのですか。

体育振興課長：現状でいきますと、今の活動では該当にはなりません。ただし、相生市に顕著な功績がある者、例えば相生市内で練習して、また、市内の子ども達にテニスを教えるとか、相生市のスポーツ活動に貢献という部分を考えさせていただくと、現状では該当しないかなという考え方でございます。相生学院という名前が新聞に掲載されますが、それは、相生市ではなく、

あくまで相生学院という学校であるわけです。相生市に住民票を有しておれば該当になるわけですが、現在、テニスの選手は全て加古川市等に住所を有しておられます。もちろん相生市の子どもが活躍した場合には、該当となります。

委員長 : 他、ございませんか。
特にないようですので、協議第7号は原案どおり進めていただくということでもよろしいでしょうか。

委員全員 : はい。

委員長 : それではよろしくお願いします。
その他はございますか。

体育振興課長 : 机上に22回瀬戸内選手権、ターゲットバードゴルフ選手権の役員のご承認のお願いということで、今までは会長は市長でございましたが、今年度より会長に委員長ということで、教育委員会主催の大会に変更となりましたので、それぞれの役割の部分で役員の承認をお願いいたします。

委員長 : ありがとうございます。他に何かありますか。ないようでしたら、これで教育委員会臨時会を終わらせていただきます。お疲れ様でした。

17:00 終了